

## ◆仕事と介護の両立に関する職場環境整備に取り組みませんか

～両立支援等助成金「再雇用者評価処遇コース」～

妊娠や出産、育児または介護を理由として退職者が対象となります。就業が可能となった際に、再雇用制度を導入し、採用した事業主に助成される制度です。

※＜ ＞内の金額は中小企業以外の金額です。

雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

それぞれ、要件があります。①妊娠、出産、育児または介護を理由として退職者に退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度の導入。

②上記制度に基づき、離職後1年以上を経過している対象者を再雇用し、無期雇用者として6か月以上継続雇用すること等です。

申請先・問合せ先：佐賀労働局雇用環境・均等室 TEL(0952)32-7218

## ◆健康診断補助 申込期間が迫っています！～生命共済還元事業～

当所の生命共済にご加入頂いている事業所様へ、指定医療機関でご利用頂ける健康診断割引券を発行しています。当事業は、医療機関の協力により、7,500円で受診できます。生命共済ご加入口数、会員口数に応じて発行します。(最大4,500円の割引券が使用可能。)

健診内容は、労働安全衛生法に基づいて実施しています。中小企業の皆様の健康管理を図る事としており、この機会にご利用くださいますようお願い致します。

【申込期間】11月16日(金)迄

【受診期間】11月30日(金)

## ◆最低賃金改定のお知らせ～佐賀県最低賃金～

県内で働くすべての労働者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。10月4日から時間額が25円アップし、1時間762円となります。

特定(産業別)最低賃金については、審議中であり、別途決定されます。

最低賃金の件名	(時間額)	(効力発生日)
1. 地域別最低賃金	762円	平成30年10月4日(改定前737円)
2. 特定(産業別)最低賃金	(時間額)	(効力発生日)
一般機械器具製造業関係	827円	平成30年1月3日(改定前810円)
電気機械器具製造業関係	795円	平成29年12月22日(現在改定中)
陶磁器・同関連製品製造業	738円	平成29年12月2日(現在改定中)

※最低賃金は、臨時工、パートタイマー、アルバイトも適用されます。

※最低賃金には、次の賃金等は含まれません。

①賞与などの臨時賃金、②休日、時間外などの割増賃金、③交通費、家族手当など

作成者：中小企業相談所 藤光